

低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌設備の更新

**Replacement of low-temperature steam
formaldehyde sterilization equipment**

仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
安全管理部 生物資源管理課

1. 件名

低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌設備の更新

2. 目的及び概要

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「量研千葉地区」という。）低線量影響実験棟の既設 EOG 滅菌装置の経年劣化に伴い、メンテナンスや安全性に優れた低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌設備へ更新するものである。

3. 納入場所

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 千葉地区

低線量影響実験棟 1階

4. 納入期限

令和 8 年 2 月 27 日

5. 仕様

低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌装置 1 式に関し、以下の要件を満たすこと。

- 5-1 有効内缶寸法は、W330mm×H360mm×D900mm 以上であること。
- 5-2 本体外形寸法は、W900mm×H1900mm×D1150mm 以下であること。
- 5-3 扉は両扉方式であること。
- 5-4 EN14180：2014 及び ISO25424：2009 に適合した装置であること。
- 5-5 飼育ケージの配架状態を確認できるインジケータが装備されていること。
- 5-6 ホルムアルデヒドの脱離工程は、装置に内蔵された RO 水製造フィルターにより精製された RO 水によるクリーンスチームの注入を繰り返し行い、滅菌槽内と滅菌物に付着したホルムアルデヒドを除去する蒸気パルス方式であること。
- 5-7 量研千葉地区低線量影響実験棟で運用している高圧蒸気滅菌装置用包装材が併用できること。
- 5-8 滅菌剤であるホルムアルデヒド水溶液は、安全を考慮して濃度が 2%程度であること。
- 5-9 ホルムアルデヒド水溶液の補充は、バッグを所定の場所に挿入するのみで、自動的に穿孔される自動穿孔方式であること。
- 5-10 使用期限切れのホルムアルデヒド溶液の誤使用を防ぐため、RFID タグ等によりホルムアルデヒド水溶液の使用期限管理が装置側で可能なこと。
- 5-11 滅菌物積載用の標準バスケットを 2 個搭載していること。
- 5-12 バスケットに収納できないような大きめの器材でも滅菌が行えるよう、引出式の棚板 2 段を搭載し、バスケットを使用しなくても棚板に直接器材が積載できる構造であること。
- 5-13 低温滅菌として一般的な 60℃プログラムで運転した場合、1 回の運転時間が約 3 時間以内であること。

- 5-14 滅菌剤の投入量は毎回一定量を投入するのではなく、滅菌物の量に応じて自動で投入量が決定されること。
- 5-15 装置の主操作は、日本語表示のカラー液晶ディスプレイ上でできること。
- 5-16 運転中の温度、圧力を印字できるプリンタがあること。
- 5-17 運転中に異常が発生した場合、アラームとメッセージで知らせるとともに、自動でリカバリープログラムに移行し安全な状態で完了できること。
- 5-18 運転終了後、一定時間内に扉開操作がない場合、自動で追加エアレーション工程に移行できること。
- 5-19 蒸気発生器を内蔵しており、建物側の蒸気設備を必要としないこと。

6. 提出書類

下記の図書を提出すること。

図書名	提出時期	部数	確認
取扱説明書	納入後速やかに	2部	不要
その他量研が必要とする書類	別途協議	別途協議	別途協議

(提出場所)

量研千葉地区 安全管理部 生物資源管理課

7. 検査条件

本仕様書に定める作業が実施され、不備がないことを量研が確認したときをもって、検査合格とする。

8. 保守・安全管理

- (1) 事前に十分な現場調査を行い、綿密かつ無理のない工程を組むこと。
- (2) 受注者は量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、量研の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有するものを従事させること。
- (3) 受注者は、作業着手前に量研と安全について十分に打合せを行うこと。また、作業の安全について指摘を受けた場合は、速やかに改善すること。
- (4) 受注者は、異常事態等が発生した場合、量研の指示に従い行動するものとする。また、地震等が発生した場合に備えて避難方法や避難経路を作業員全員に周知すること。
- (5) 受注者は、障害時において復旧のために通報を受けてから、48時間以内（土、日、休日を除く）に電話等により障害へ対応できる体制であること。
- (6) 使用説明および教育訓練等の説明要員並びに技術支援要員が十分確保されていること。

9. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適合する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用する

ものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項についても、技術上当然必要と認められる項目については、受注者の責任において実施すること。
- (2) 当該作業において量研の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は量研と協議の上速やかに受注者の責任において修理、交換又は賠償をすること。
- (3) 既設の装置は撤去し千葉地区内の指定する場所へ搬出すること、移動搬入・据付調整にあたっては、要求者と打合せのうえ実施することとし、それらに必要な経費は受注者が負担すること。
- (4) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議の上、その決定に従うものとする。
- (5) 納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

(要求者)

部課(室)名 安全管理部 生物資源管理課
氏 名 塚本 智史